

非常災害時等における児童の登下校についてのお願い【保存版】

台風等異常気象時や非常災害時における児童の安全確保を下記のようになりますので、ご理解いただき、判断基準にされますようお願いいたします。

なお、保護者の皆様にはテレビ・ラジオや学校からの「学校メール（きずなネット）」等により、正確な情報の収集に努めていただきますようお願いいたします。

暴風警報

「豊田市西部」「西三河北西部」「愛知県西部」「愛知県全域」の
いずれかに暴風警報または暴風雪警報が発令された場合

1 児童の登校以前に、暴風警報が出されている場合

(1) 午前6時までに警報解除	平常授業
(2) 午前6時を過ぎて解除 引き続き解除されない	授業中止

※道路の冠水や河川の増水等により登校が危険なときは、登校させないで学校へご連絡ください。

2 児童の登校後に、暴風警報が出された場合

(1) 台風の中心位置、進行方向および速度、暴風域、 発令時における気象状況等により判断し、児童を 安全に帰宅させることができる場合	授業を中止し、速やかに 下校する。
(2) 児童個々の理由により（通行が危険、通学距離等 により帰宅が困難、保護者不在等）帰宅が困難な 場合	児童を学校に待機させ、 家庭にお迎えを依頼する。

大雨・洪水・雷警報

1 児童の登校前に大雨・洪水・雷警報が県内に発令された場合

(1) 原則として通常どおりに授業を行います。

ただし、通学路が冠水、土砂崩れ、落石、落雷等の恐れがあると判断された場合は、登校させないで学校へご連絡ください。

(2) 通学路が通行不能な状態と判断された時は、児童の登校を見合せ家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

2 児童の登校後に大雨・洪水・雷警報が県内に発令された場合

(1) 原則として通常どおりに授業を続行しますが、校区内の被害や気象状況等から、早急に帰宅させるべきと判断した場合は、教職員が付き添い安全の確保に努めて帰宅させます。

※ 警報が発令されていない場合でも、下校時に大雨や雷等により、安全な下校ができないと判断した場合は、通学路の距離にかかわらず、児童を学校に待機させ、お迎えを依頼します。

(2) 通学路に危険箇所を発見された場合は、学校へ至急ご連絡ください。

- 3 河川の氾濫に関する気象情報により市から竹村小学区に、「避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）」が発令された場合**
- ・竹村小学区の河川は、「逢妻男川」
- (1) 午前 6 時までに解除された場合・・・平常授業
(2) 午前 6 時を過ぎて解除、引き続き解除されない場合・・・授業中止
(3) 登校後に発令・・・授業を中止し速やかに下校
※河川の氾濫・・・です。

特別警報

1 児童の登校前に名古屋地方気象台より特別警報が出されている場合

- (1) 登校させない（自宅待機）
(2) 特別警報解除後も、災害の状況及び、気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校できると判断できるまでは登校させない。
(3) 安全に登校できる判断できた場合は、各家庭へ学校メールを送る。

2 児童の登校後に名古屋地方気象台より特別警報が出された場合

- (1) すぐに授業を中止し、災害の状況及び、気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集、児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校に残す・外部避難場所への移動・保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
(2) 外部避難場所へ移動した場合は、各家庭へ学校メールで知らせる。
(3) 児童を残したときは、安全に下校できると判断できるまで、下校させない。
※お迎えを依頼する場合があります。

- ・緊急を要する情報は、「学校メール（きずなネット）」で連絡します。
- ・地震・大規模地震発生時における児童の登下校については、別紙でご確認ください。
- ・ご不明な点につきましては、教頭までご連絡（0565-52-3420）ください。